

コロナに罹って家族の介護に困ったら・・・

在宅で介護を必要とするご家族が
下記◆全てに該当する場合は事業の対象となります。

■対象者

◇現に市内に居住する在宅要介護障害者で
以下の全てに該当する者

- ◆介護者である家族等が新型コロナウイルスに感染した
- ◆療養等のため家族等が同居の要介護障害者の介護ができない状況にあり、在宅生活の継続が困難な状況である
- ◆事業利用のためのPCR検査を実施し、結果がでるまでの間のもの又は結果が陰性となったもの

※ケースによっては事業の対象とならない場合がございます。



西東京市障害福祉課

平日(午前8時30分～午後5時15分)
042-420-2805

上記以外の夜間・休日(市代表電話)
042-464-1311

連絡先